

被留置者用寝具類の賃貸借契約書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、被留置者用寝具類の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約内容）

第1 乙は、仕様書に定める被留置者用寝具類（以下「契約寝具類」という。）を1組として甲の指定する場所に納入するとともに、仕様書の業務内容に従い定期的に交換を行うものとする。

（使用場所及び数量）

第2 契約寝具類の使用場所及び数量内訳は仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第3 契約寝具類の賃貸借契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約金額及び契約保証金）

第4 契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。

（1） 契約金額 金 〇〇〇〇〇〇 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇 円）

（2） 契約保証金 〇〇〇〇〇 円

（支払方法）

第5 乙は、契約金額を12か月に分割して、各月毎に 〇〇〇〇〇 円を甲に対し翌月に請求するものとする。

2 甲は、毎月の業務が完了した後において、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

（遅延利息）

第6 甲は、自己の責めに帰すべき理由により支払を遅延した場合においては、乙に対して支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年〇〇%（注1）の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

注1 令和8年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条第1項規定に基づく遅延利息の率とする。

（損害の賠償等）

第7 天災地変その他の不可抗力により賃借物件が滅失又は毀損したことにより使用不能となったときは、乙は、速やかにその回復措置を講じ、又は代替品を提供しなければならない。この場合において当該回復措置又は当該代替品の納入に要する経費は、乙の負担とする。

2 甲は、甲の責に帰すべき理由により寝具を紛失、焼失、破損等により乙に引き渡すことができない場合、甲、乙協議し、当該寝具の減価償却等を考慮のうえ、定めた額を損害賠償として乙に支払うものとする。

(履行の追完)

第8 甲は、乙が実施した業務が契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催促し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、契約金額の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(催告による契約の解除)

第9 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、甲の随時の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(催告によらない契約の解除)

第10 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払いを受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜を供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

（契約解除の場合の措置）

第11 第9又は第10の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

（秘密の保持）

第12 乙は、この契約の履行にあたって知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（契約の協議）

第13 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上それぞれの1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達増 拓也

乙